

令和6年度 認定こども園保育員制度概要

令和6年1月

- 勤務内容 (1) 認定こども園における保育業務・預かり保育業務に関すること
(2) その他認定こども園の運営に関し、所属園長の指示する事項
〔例〕 担任の補助、教材準備、園内環境整備 等
※具体的な勤務内容は、園より指示いたします。
- 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
※地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
- 申込資格等 (1) 必要資格：保育士資格を有していること。
(2) 任用上限年齢はありません。
(3) 地方公務員法等で選考を受けることはできないとされている方（裏面参照）は受験できません。
(4) 採用となった場合、世田谷区もしくは世田谷区教育委員会における他部署との兼務はできません。
- 任用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
※任用の都度、実際の勤務日数が15日に達するまで条件付採用期間とします。
※令和6年度の勤務実績とご本人の希望、配属園の状況により、次年度以降も再度任用する制度があります。
- 勤務日数 年間192日（月16日程度、月17日以内）
※毎月の勤務日は、前月中までに園で調整・決定します。
※土曜日、長期休業中も勤務があります。
- 勤務時間

	Aパターン
勤務日数	<u>7時15分～19時20分のうち7時間（うち休憩60分）</u>

※具体的な勤務時間は勤務日とあわせて、前月中までに園で調整・決定します。
※認定こども園多聞幼稚園では給食、午後の預かり保育時間帯にはおやつを実施しています。原則、職員の皆様にも食べていただいております。その際は食材料費相当額分を支払っていただきます。
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。
- 休暇 (1) 年次有給休暇：最大14日付与します（任用開始時期に応じて変更となります）。
(2) 夏季休暇：最大4日付与します（任用開始時期に応じて変更となります）。
(3) その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

裏面あり

8. 報 酬

	Aパターン
報酬月額	<u>161,314円</u>
期末手当・ 勤勉手当	<u>一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給</u>
支払方法	口座振替

※報酬は令和5年度現在の額です。

※通勤費は別途支給いたします（合理的な通勤経路が2km以上の方が対象です）。

※認定こども園保育員のAパターンは、報酬から源泉徴収税・社会保険料が天引きされます。

9. 勤 務 園 世田谷区立認定こども園（多聞幼稚園：世田谷区三宿2-25-9）

※認定こども園多聞幼稚園の詳細については、別紙「区立認定こども園 多聞幼稚園
について」をご確認ください。

※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

10. 社会保険等 認定こども園保育員のAパターンは、健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

11. 公務災害等 公務災害補償等の適用となります。

12. 特別旅費 出張に要した交通費は、実施の翌月の報酬支払時にあわせて支給いたします。
※極力ICカードのご利用にご協力をお願いします。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

担当 世田谷区教育委員会事務局
乳幼児教育・保育支援課

Tel6453-1531